

令和6年9月5日(木曜日) 午後3時23分 開 議

●議事日程第1号 9月5日(木曜日)

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 議案第8号「令和6年度 飯塚地区消防組合補正予算(第2号)」

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第4 議案第9号「飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託に関する規約」

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第5 署名議員の指名

第6 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後3時23分 開会

◎議長(江口 徹)

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回飯塚地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

△会期の決定

◎議長(江口 徹)

それでは、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、9月5日、1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月5日、1日と決定いたしました。

△議案第8号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算(第2号)」

◎議長（江口 徹）

それでは、議案第8号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

◎消防長（篠崎 太望）

それでは、議案第8号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。今回の補正予算は児童手当制度が令和6年10月分より改正されることに伴い人事給与システムの改修が必要となることから補正予算を計上するものでございます。お手元の令和6年度飯塚地区消防組合補正予算（第2号）をご覧ください。1ページをお開き願います。今回の歳入歳出予算の補正は第1条に記載のとおり既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出にそれぞれ60万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6千4百28万9千円とするものでございます。次に補正予算の内容につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明いたします。4ページをお開き願います。2歳入4款繰入金1項基金繰入金2目財政調整基金繰入金 補正額60万8千円の追加は、財政調整基金を人事給与システム改修委託料に充当するため繰り入れるものでございます。次のページをご覧ください。3歳出については2款総務費1項総務管理費1目一般管理費 補正額60万8千円を追加するものでございます。これは先ほどご説明いたしました、人事給与システム改修委託料としてその費用を計上するものでございます。以上で議案第8号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算第2号」の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算（第2号）」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第9号「飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防

指令に関する事務の委託に関する規約」

◎議長（江口 徹）

次に、議案第9号「飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託に関する規約」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第9号「飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託に関する規約」についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。本案は地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき直方・鞍手広域市町村圏事務組合から消防指令に関する事務を受託することについて、協議により規約を定めるにあたり同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるため本案を提出するものでございます。それでは規約についてご説明いたします。第1条につきましては、今回の規約の趣旨となる共同運用に伴います委託事務の範囲を規定しております。直方・鞍手広域が飯塚地区に委託する事務の範囲は第1号で令和8年4月に予定しております消防指令業務の運用にかかる委託事務を規定し、第2号で委託事務に必要な消防指令システム等の整備に関する事務を規定しております。第2条以降につきましては、事務の管理、経費の負担、予算の計上等について規定しております。次のページをお開きください。第7条につきましては連絡会議を規定し、今後の管理及び執行については連絡会議において具体的な調整を図っていくように規定しております。第8条については規定外の事項について定め、規定外の委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は協議して定めることを規定しております。最後に附則ですが、この規約の施行は告示日からとしておりますが、第1条第1号の共同運用の運用開始日については、詳細な日が未定となっておりますので、協議して定めてから施行するとしております。以上で議案第9号「飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託に関する規約」の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号「飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防

指令に関する事務の委託に関する規約」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△署名議員の指名

◎議長 (江口 徹)

次に、署名議員を指名いたします。

8番 吉永雪男 議員

9番 奥山亮一 議員

△閉会

◎議長 (江口 徹)

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、令和6年第3回飯塚地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後3時30分 閉会

●出席議員

(出席議員 13名)

1番 江口 徹

8番 吉永雪男

2番 中嶋 廣 東

9番 奥山亮一

3番 久世 賢 治

10番 田中 武 春

4番 林 英 明

11番 永末 雄 大

5番 竹本 慶 吉

12番 吉松 信 之

6番 豊田 一 元

13番 土居 幸 則

7番 出水 貴 之

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記

花元 稔 和

〃

和多 良

〃

大石 巖 生

〃

松本 圭 介

●説明のため出席した者

組合長

武井 政 一

副組合長

赤間 幸 弘

副組合長	井 上 利 一
消防長	篠 崎 太 望
次長兼飯塚署長	坂 田 潤 治
参与兼予防課長	松 岡 春 樹
指令課参与	中 西 敏 弘
警防課長	上 尾 雄 一
指令課長	高 岩 伸 親
総務課長	佐 藤 康 道
警防課長補佐	作 本 靖 彦
予防課長補佐	徳 永 進 一 郎
副署長兼消防課長	河 辺 英 美
副署長兼警備課長	北 代 英 治
会計管理者	笹 尾 清 隆